

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和6年3月

総務課

目 次

重点事項

- | | |
|--------------------------------|---|
| 第1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等の見直しについて | 1 |
| 第2 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について | |
| 1 事業概要について | 9 |
| 2 令和6年度予算(案)の概要等について | 9 |

連絡事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| 第1 共同募金運動について | 13 |
| 第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について | 13 |
| 第3 無料低額診療事業について | 14 |

参考資料

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 令和6年度予算(案)の概要(社会・援護局(社会)) | 16 |
|-----------------------------|----|

重点事項

第1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等の見直しについて

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において、令和5年12月にとりまとめられた「最終報告書」（※1）の方向性を踏まえ、今通常国会において、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等の一体的な見直しを行うため「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」（※2）が2月9日に閣議決定され国会に提出された。

※1 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html

※2 第213回国会（令和6年常会）生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/213.html>

<生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要>

○改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

○改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）

- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。

※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など

- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

○施行期日

令和7年4月1日

（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

【参考】

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（令和4年12月20日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29894.html

- 生活保護制度等に関する国と地方の協議（令和5年12月5日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36760.html

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書（令和5年12月27日）（再掲）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html

- 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000043.html

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

1

1. 居住支援の強化①（現状・課題①）

目指す姿 高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

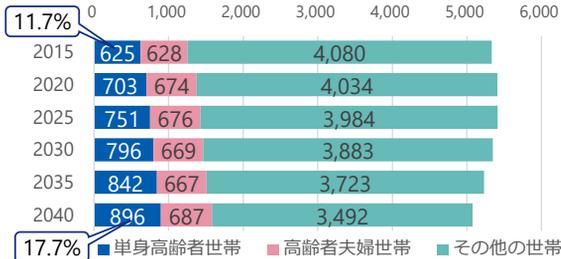
- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

単身高齢者世帯数の推移

(万世帯)



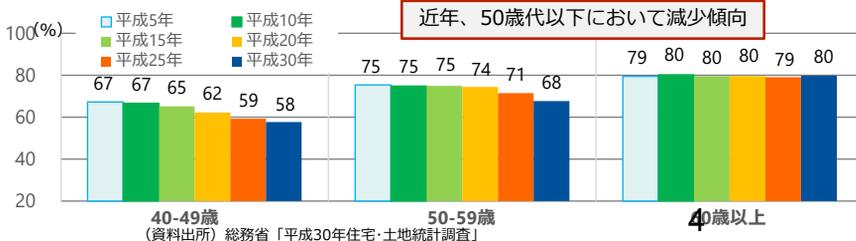
(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計) (平成30年推計)

住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無



(資料出所) 令和3年度国土交通省調査※(公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施(回答者数:187団体)

年代別持家率の推移



近年、50歳代以下において減少傾向

(資料出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

空き家数(平成30年)

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

(資料出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したもの。2

1. 居住支援の強化②（現状と課題②）

■ 単身高齢者等の入居に際し、多くの大家が見守りや生活支援を求めている。

住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等が求める居住支援策

<全国の不動産関係団体等会員事業者に対するアンケート調査結果>

(回答数1,988件)

世帯属性	必要な居住支援策（複数回答）						
	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

(資料出所)令和元年度国土交通省調査

3

1. 居住支援の強化③

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- ・ 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- ・ 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- ➔ 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
- ➔ 大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

- 改正内容**
- ・ 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - ・ 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- ・ 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- ➔ 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

- 改正内容**
- ・ 住居確保給付金を拡充
 - ※ 転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- ・ 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
- ※ 衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- ・ 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

- 改正内容**
- ・ 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
 - ・ 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
 - ・ 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- ・ 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- ・ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

- 改正内容**
- ・ 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
 - ・ 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
 - ・ 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

(※) 国土交通省で「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出。（【住】とあるものはこの法案による。）

(参考) 住まい支援に係る取組事例

住まいの総合相談

【神奈川県座間市】

- 生活困窮の相談窓口において「断らない相談」を行う中で、住まいに困る住民からの相談も受ける。物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスを紹介。

【福岡県大牟田市】

- 居住支援協議会において、入居前の相談や住宅確保支援、入居後の生活支援等の連携体制について協議し、メンバー（各専門職）が互いに補完し合いながら総合的な支援体制を整備。相談窓口では住宅相談に限らず、生活に関わる内容を包括的に受け止め、内容に応じて、NPO法人、市の住宅・福祉部局、「地域包括」や「重層」の推進員等の福祉・医療関係者、不動産関係者などが連携して対応。

サポートを行う住宅の供給

【愛知県名古屋市の事例】

- 市営住宅を活用（目的外使用）して、世帯向けの住戸を改修し、高齢単身者のシェアハウスとして活用。NPO法人（居住支援法人）が市から使用許可を受け、入居者と契約。見守り等のサービスを提供。

【東京都町田市】

- 住宅確保要配慮者からの相談に対し、社会福祉法人（居住支援法人）が希望に沿った物件探しや大家との交渉を行ったうえで、1部屋ごとに借り上げて転貸するサブリース事業を実施。入居中はIoT機器による見守り等の生活支援サービスを提供。

【福岡県北九州市】

- NPO法人（居住支援法人）が、空室が増えた物件の一部住戸を一括サブリースし、生活支援付き家賃債務保証の仕組みを構築して、見守り支援付き住宅を運営。

5

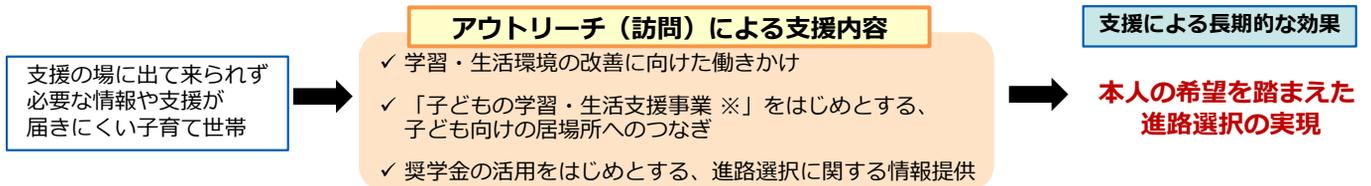
2. 子どもの貧困への対応

現状と課題

- 生活保護受給中の子育て世帯に対する支援として、高校卒業後の大学等への進学や、就職、職業訓練の受講等、本人の希望を踏まえた進路選択に向けた環境の改善を図ることは、貧困の連鎖を防止する観点から重要である。
※生活保護世帯の子どもの大学等進学率：42.4%（2022年）（全世帯：76.2%）
- 生活保護受給中の子育て世帯については、将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくい、支援の場に来ない等の課題がある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、高卒で安定就労する場合の保護からの自立を後押しするため、新生活立ち上げ時の支援を行う必要。
※生活保護世帯の子どもの高等学校等卒業後就職率：39.6%（2022年）（全世帯：15.6%）
※新規学卒者の賃金は平均して高校約18.12万円、大学約22.85万円（いずれも額面）

目指す姿

(1) 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の法定化



※生活困窮の子育て世帯に、学習支援や生活習慣等の改善支援、進路選択支援等を実施（実施率：66%（2022年））

(2) 高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給

- 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて**高等学校等卒業後に就職する際、新生活の立ち上げ費用に対する支援**を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。
※ 現行、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際に、一時金を支給している。

改正内容

- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化。
- 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給。
【支給額】自宅外30万円・自宅10万円（保護廃止の場合）
※令和6年3月卒業生にも支給できるよう、令和6年1月1日から遡及適用する。

6

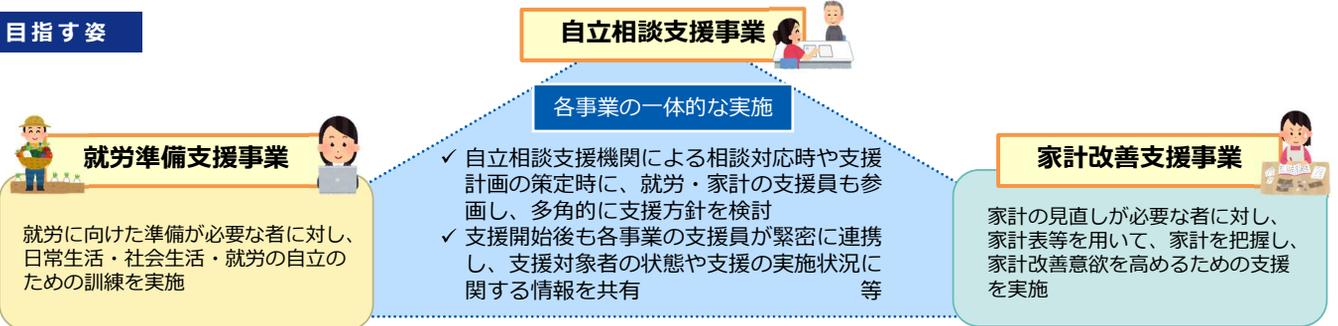
3. 支援関係機関の連携強化

(1) 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進

現状と課題

- 就労に向けた準備を支援する「就労準備支援事業」、家計管理を支援する「家計改善支援事業」は、生活困窮者の自立の促進に成果をあげてきた。※就労準備支援事業実施率：83%、家計改善支援事業実施率：86%（2023年度予定）
- 生活困窮状態からの脱却には、収入・支出の両面から生活を安定させることが必要不可欠。このため、両事業の全国的な実施を推進するとともに、地域資源を有効に活用し、事業の質の向上を図り、支援の体制を充実させていくことが必要。

目指す姿



生活困窮者の状態を的確に把握した上で、事業間での相互補完的・連続的な支援を行うことにより、**確実に生活困窮状態からの脱却につなげる**

改正内容

- ・ 家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。
- ・ 就労準備支援事業又は家計改善支援事業を行うに当たっては、自立相談支援事業とこれらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。
- ・ 自立相談支援事業を行うに当たっては、アウトリーチ・地域住民の交流拠点との連携等により、生活困窮者の状況把握に努めるものとする。
- ・ 国は、就労準備支援事業・家計改善支援事業等の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。
- ・ 国は、未実施自治体に対する事業実施支援を強化。【予算】

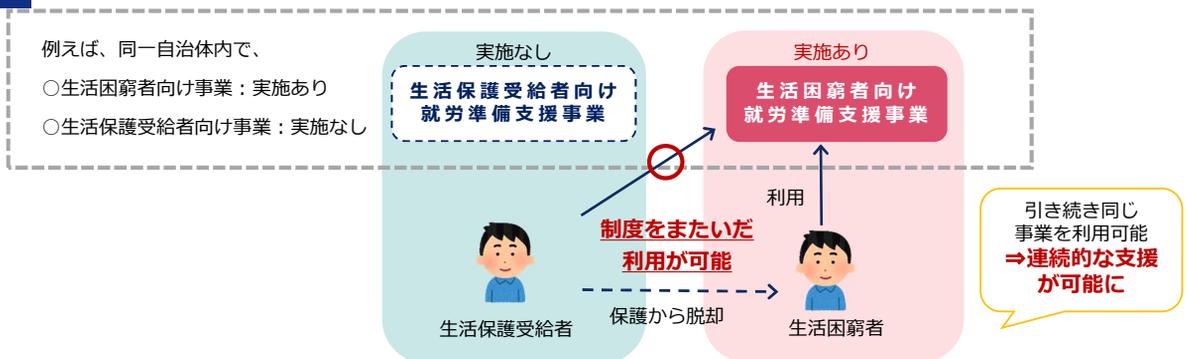
3. 支援関係機関の連携強化等

(2) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等

現状と課題

- 現行では、生活困窮者向けの事業は生活保護受給者を対象としていないため、生活保護受給者向けの事業（現状は予算事業で実施）を自治体が実施していない場合には、生活保護受給者は就労準備支援事業等を利用することができない。
※就労準備支援事業実施率：生活困窮者向け83%、生活保護受給者向け40%（2023年度予定）
※家計改善支援事業実施率：生活困窮者向け86%、生活保護受給者向け11%（2023年度予定）
- 一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、本人への切れ目のない連続的な支援を行うことが課題。

目指す姿



改正内容

- ・ 生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、多くの生活保護受給者が支援を受けられるようにするため、自治体の任意事業として法定化。
- ・ 両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとする。
- ・ 生活保護受給者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとする。

3. 支援関係機関の連携強化 (3) 相談支援の強化

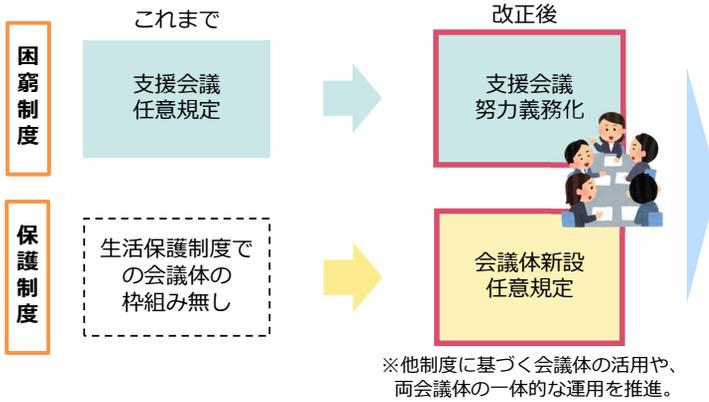
現状と課題

- 多様で複雑な課題を有する生活困窮者や生活保護受給者に対しては、地域の関係機関が連携し、情報を共有しつつ支援を行うことが重要。

※生活困窮者については「支援会議」が法定されているが、設置率（予定含む）は42%にとどまる（2021年）。

※生活保護受給者については「支援会議」に相当する会議体がないため、他法他施策や関係機関との連携に当たり必ずしも十分な協力が得られず、専門的な支援の枠組みから取り残されるおそれがある。

目指す姿



- 多くの自治体で会議体が設置され、支援につながっていない生活困窮者の情報を共有したり、複雑な課題を有する者への支援に当たり関係機関間の連携が促進される
- ケースワーカーが関係機関と連携することで、生活保護受給者に対する支援の質が更に向上
- 両会議体を一体的に運用する場合には、生活困窮者・生活保護受給者に共通する地域課題を関係者が理解・共有しやすくなる

改正内容

- 生活困窮者自立支援制度における支援会議について、その設置と、生活困窮者の把握のために地域の実情に応じて活用することを努力義務化。
- 生活保護制度において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための会議体の設置規定（任意）を創設。
※会議体では生活保護受給者の個人情報共有することになることから、関係者に対し守秘義務を設ける。

3. 支援関係機関の連携強化 (4) 医療扶助等の適正実施等

現状と課題

- 市町村（福祉事務所）は、国において集計している医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康医療等に係るデータを活用し、頻回受診対策や多剤投薬対策等、医療扶助の適正化を推進する必要がある。

目指す姿

都道府県

- 健康・医療等情報について、管内福祉事務所別、他制度（国保等）の比較などデータ分析により、各地域の現状と課題を把握
- データ分析結果を基に、優先的に取り組むべき課題を踏まえた目標を設定して市町村へ共有。市町村への個別支援も実施

市町村 (福祉事務所)

- 都道府県のデータ分析結果を踏まえて、事業を実施

医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康医療等に係るデータ（イメージ）

医療扶助費の地域差分析（都道府県別）	頻回受診指導対象者数	重複・多剤投薬指導対象者数	生活習慣病3疾患の有病状況等	健診受診率	...
--------------------	------------	---------------	----------------	-------	-----

医療扶助の適正実施

- ✓ 重複・多剤投薬の適正化
- ✓ 頻回受診の適正化 等

生活保護受給者の健康管理に対する支援

- ✓ 健診による疾病リスクの早期発見
- ✓ 生活習慣病対策の取組の推進 等

改正内容

- 都道府県が広域的な観点から市町村に対し、取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行う仕組み（努力義務）を創設。

第2 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

1 事業概要について

地域生活定着促進事業は、犯罪をした者等のうち、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする者等について、各都道府県の設置する地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）が、地域の福祉関係機関等と連携・協働し、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、「地域共生社会」の実現を図るものである。

本事業は、平成21年度から、刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に入所している者のうち、高齢又は障害のため福祉サービスを受ける必要がある者等が、退所後直ちに必要な福祉サービスを受けることができるようにするための支援である、いわゆる出口支援を行っており、一定の成果を挙げている。

令和3年度からは、被疑者・被告人等への福祉的支援（いわゆる入口支援（被疑者等支援業務））を開始し、令和4年度からは、同業務において、弁護士との連携強化を促進している。

2 令和6年度の予算案の概要等について

(1) 各都道府県における予算の確保・執行について

本事業は、「地域共生社会」の実現を図るための事業であり、住民福祉の向上に対する地方公共団体の責務や効果等を踏まえ、他の福祉に関わる相談支援事業と同様に、国と地方公共団体が協働して行うことが必要な事業である。

令和6年度の国庫補助方式は、令和5年度と同様に、国3／4、都道府県1／4の定率補助であり、これに伴い発生する都道府県負担分については、引き続き、地方財政措置が講じられる予定である。

については、本事業の意義等を十分に御理解いただき、各都道府県におかれては、引き続き、必要な事業費及び都道府県負担に係る予算の確保・執行をお願いする。

(2) 支援の質の向上、センターの効率・効果的かつ持続的な運営の確保等について

精神医療等との連携など専門的な対応のニーズが高まっていることへの対応や人材の育成、高い専門性や経験を有する職員のセンターへの定着を促進することによる支援の質の向上等の観点から、令和5年度と同様に、高い専門性や経験を有し、他の機関と協働した包括的な支援や人材の育成等ができる高度な人材を配置するセンターへの特別支援体制加算を設けることとしている。

また、各都道府県におかれては、センターの事業実施状況や支援の実情等を把握す

る機会を定期的に（例えば1～2か月に1回程度）設けるなどして、センターとの恒常的な情報共有や意見交換を通じて効率・効果的かつ持続的な運営が確保されるよう、適切かつ積極的なバックアップをお願いする。

(3) 地域生活定着支援人材養成研修の実施について

本事業の推進・充実には、センター職員の支援の質の向上が求められる一方、センターにおける業務経験年数が3年以下の職員が多く占める現状等を踏まえ、令和6年度も、センター職員を対象として、地域生活定着支援人材養成研修を実施する予定である。

なお、令和6年度においては、これまでの講義形式による研修のみならず、先進的な取組等を行っているセンターに研修受講者が赴いて支援技術等を習得する実地による研修を新たに実施する予定であることから、センター職員の積極的な研修受講をお願いする。

(4) 地域の総合力を生かした事業実施について

本事業において、犯罪をした者等のうち、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者の地域生活への円滑な定着支援については、市町村や関係機関等と連携し、「重層的支援体制整備事業」、「地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）」等、既存の制度・サービスとの一体的な事業実施のみならず、居住支援等の他分野の各種協議会も含めた官民協働のネットワークを構築するなど、より一層、地域の総合力を生かした事業実施をお願いする。

(5) 被疑者等支援業務の実施について

被疑者等支援業務においては、更に充実した質の高い支援が全国で展開されていくよう、関係機関と継続的に協議を積み重ねるなどの連携構築をより一層図った上で事業実施をお願いする。また、弁護士との連携を含めた支援を円滑かつ着実に、そして効果的に実施できるよう併せてお願いする。

(6) その他

委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても十分に考慮いただくようお願いする。

地域生活定着促進事業

令和6年度予算案額 384億円の内数（395億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や地域生活への定着のための支援を行うことより、地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

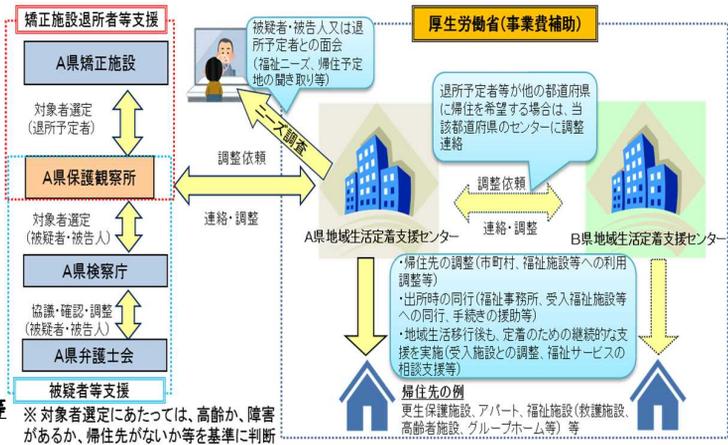
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携し、以下の業務を実施。

- ① **コーディネート業務**
矯正施設退所予定者の福祉サービス等の利用調整
- ② **フォローアップ業務**
矯正施設退所者の受入れ施設等をフォロー
- ③ **被疑者等支援業務**
被疑者等の福祉サービス利用調整や継続的援助
- ④ **相談支援業務**
犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談への支援
- ⑤ **関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**

スキーム図



実施主体

実施主体: 都道府県(全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可)
補助率: 3/4の補助率(都道府県負担分については、地方財政措置予定)

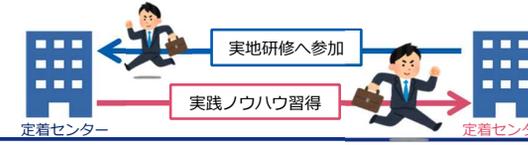
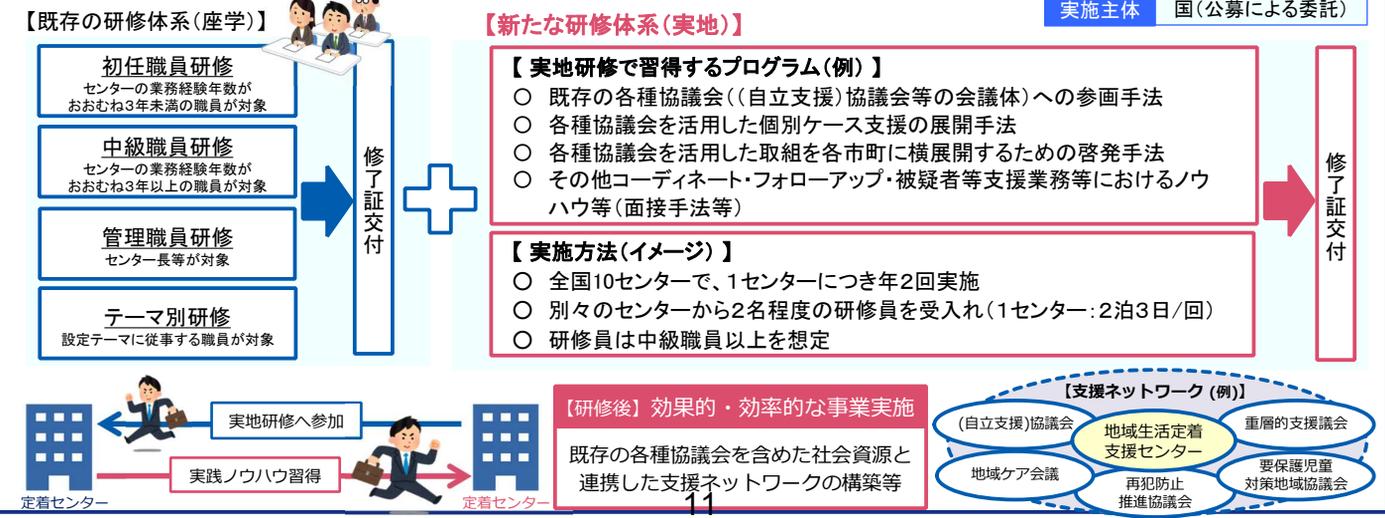
地域生活定着支援人材養成研修事業

令和6年度予算案額 15百万円（10百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多様で複合的な課題を有する高齢又は障害のある犯罪をした者等への支援を適切に行えるよう、地域生活定着支援センター職員が十分な専門性を身に付けるとともに、全国各地の先進的な事例や取組等を収集し、効果的に啓発周知・広報を行うことで、全国的に一定の支援の質を確保しつつ、更に向上させることを目的とする。
- これまでの調査・研究において、既存の各種協議会等を含めた社会資源と連携した支援ネットワークの構築が必ずしも十分に進んでおらず、他の福祉施策による支援への移行が円滑に進むよう取り組んでいくことが必要である。
- 令和5年度の社会福祉推進事業において、支援ネットワークの構築等に係る好取組の収集や取り組むべき事項の標準化を図ることとしている。その結果も踏まえ、現在の座学研修に加え、支援ネットワークの構築等について先進的な取組を行っている地域生活定着支援センターにおいて「実地研修」を行い、実践的なノウハウ等を身に付け、支援ネットワークの構築や事業の効果的・効率的な実施の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



連 絡 事 項

第1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられてきたところである。

共同募金は、地域で募金が行われ、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等による社会福祉を目的とする事業活動に幅広く還元されるものであり、その運営には国民から高い関心が寄せられている。

各自治体におかれては、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく上で、共同募金の活性化が地域福祉の向上や地域の問題解決の有用なツールとなり得るものであることを十分にご理解いただき、引き続き、地域住民への普及・啓発など、必要な協力・支援をお願いしたい。

第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていただいているところである。

令和6年度の大臣表彰実施に際しては、後日、実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼を行うこととしており、推薦調書については、7月を提出期限とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、大臣表彰については、推薦後の取下げ等が生じないよう、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

【参考】全国社会福祉大会日程（予定）

令和6年11月26日（火）浅草公会堂大ホール（台東区浅草）

第3 無料低額診療事業について

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業である。無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置付けられており、法人形態によっては、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

平成30年には、無料低額診療事業について、

- ・ 被保護者に限らず、生計困難者であれば、積極的に無料低額診療事業の対象とするよう、同事業を行う施設に周知・指導等を行っていただきたいこと
- ・ 院内で行った投薬に係る費用も診療額の減免額に含めて差し支えないこと
- ・ 管内の無料低額診療事業を行う施設の一覧をホームページ等で周知していただきたいこと

等を通知でお示ししたところである。（平成30年1月18日付課長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」）

無料低額診療事業は、低所得者等に対して必要な医療を提供する上で一定の福祉的役割を果たしており、各自治体におかれては、引き続き、無料低額診療事業に係る周知、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携、支援ネットワークへの参加の促進等に取り組んでいただきたい。

参 考 资 料

令和6年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

令和6年度 予算(案)額	2兆9,641億円
令和5年度 当初予算額	2兆9,548億円
差 引	+93億円
	(対前年度比率+0.3%)

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。

《主要事項》

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
1	相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
2	生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等	
3	困難な問題を抱える女性への支援の推進	
4	成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	
II	生活保護制度の適正な実施	7
1	生活保護に係る国庫負担	
2	生活保護の適正実施の推進	
3	都道府県等における指導・監査体制の確保	
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	10
1	福祉・介護人材確保対策の推進	
2	外国人介護人材の受入環境の整備等	
3	社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV	災害時における福祉支援	14
1	災害時における見守り・相談支援等の推進	
2	被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
3	災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進【拡充】 543億円（322億円）

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援（多機関協働事業等）、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 12億円（29億円）

包括的な支援体制の整備を促進するため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備や都道府県による市町村への後方支援（都道府県内連携会議の開催や人材養成研修の実施等）への支援を行う。また、重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も含め、包括的な支援体制整備に従事する者等の人材養成を行う。

2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進等 531億円（545億円）

① 生活困窮者の相談支援や住まい支援の強化【拡充】

多様化する生活困窮者の支援ニーズに応じた自立相談支援事業等の実施、一時生活支援事業（シェルター事業）の緊急一時的な受入れの促進など、生活困窮者への支援の強化を図る。

<主な改善内容>

○ 自立相談支援事業等の補助体系の見直し

コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等を踏まえ、補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

○ 一時生活支援事業の機能強化

緊急一時的な支援が必要な生活困窮者が、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合であっても一時宿泊施設（シェルター）等に円滑に受け入れられるよう、一時生活支援事業に新たに加算を設ける。

○ 就労体験・就労訓練等の更なる推進

就労準備支援事業（就労に向けて、日常生活や社会生活、職業生活を送る上で必要な基礎的能力の向上を支援する事業）の利用促進を図るため、就労体験先への交通費支給の仕組みを設ける。

- **生活困窮者自立支援制度における人材養成研修の充実**
一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の初任者研修を創設するとともに、各事業の現任者のステップアップに向けた研修カリキュラムを作成する。

(参考) 令和5年度補正予算

- **「幸齢社会」を見据えた住まい支援システム構築に関するモデル事業** 2. 2億円
住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するためのモデル事業の実施。
- **生活困窮者自立支援の機能強化** 2.6億円
各自治体の生活困窮者自立相談支援機関等において、NPO法人等と連携した緊急対応の強化や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援強化等を行う。
- **生活困窮者等に対する支援活動を実施する民間団体への助成** 5.2億円
生活困窮者及びひきこもりの状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。
- **生活困窮者支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業** 1.0億円
生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員に対する研修の企画チームや中間支援組織の立ち上げ支援を行い、支援員同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施することにより、支援員の質の向上を図る。
- **生活困窮者・ホームレス自立支援センター施設整備事業** 3.7億円
生活困窮者・ホームレス自立支援センターの改修等を支援することにより、生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図る。

- ② **ひきこもり地域支援センター等の整備の促進、支援者支援の強化【拡充】** 1.6億円（1.6億円）
ひきこもり状態にある方の増加等を踏まえ、市町村での相談支援体制の構築にあたり必要な準備費用に対し補助を行うなど、市町村でのひきこもり地域支援センター等の設置を促進する。また、ひきこもり支援従事者をケアするための加算を創設し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。

- ③ **民生委員の活動しやすい環境の整備【拡充】**
民生委員の担い手確保が喫緊の課題となっていることから、新たに、民生委員サポーターの配置などの民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた自治体の創意工夫による取組への支援を行う。

(2) 地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【拡充】

38億円(37億円)

昨年10月に閣議決定した「第4次自殺総合対策大綱」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、こども・若者への対策を含め、地域の実情に応じた自殺対策の取組を支援する。

特に、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援及び自殺未遂者の包括的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進、都道府県自殺対策プラットフォームの構築、自殺対策の調査研究等の体制の拡充を図る。

<主な改善内容>

○ こども・若者の自殺対策の強化

都道府県・指定都市に、多職種 of 専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など、市町村等では対応が困難なケースに助言等を行うモデル事業の拡充を図る。

○ 自殺未遂者支援の強化

自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、救急病院を退院した後に、地域での必要な支援につなぎ、継続的な支援を行うモデル事業を拡充する。

○ 都道府県自殺対策プラットフォームの構築

地域の関係機関が情報の共有や実務的な連携を円滑に行うことができるよう、地域自殺対策推進センターの体制整備に関する支援を拡充し、「地域自殺対策プラットフォーム」の構築を支援する。

○ 自殺対策の調査研究等の体制拡充

指定調査研究等法人において、「こども・若者の自殺危機対応チーム」事業に取り組む自治体への支援や自殺念慮を抱えている方に強い影響を与える懸念のある著名人の自殺報道等への対応を強化するため、当該法人の体制拡充を図る。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 地域における自殺防止対策の強化

21億円

自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。また、こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

令和6年4月より施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対し、多様な支援を包括的に提供する体制の整備を推進する。

(1) 困難な問題を抱える女性支援の推進 26億円(23億円)

① 女性相談支援員の活動の強化【拡充】

女性相談支援員について、業務内容や経験年数等を踏まえて必要な手当を支給することにより人材を確保するとともに、研修受講等を推進することにより専門性の向上を図る。また、新たに、町村部において女性相談支援員を配置する場合等の補助を行う。

② 女性自立支援施設の通所による支援のモデル事業の実施【新規】

新たに、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることのできる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

(2) 女性相談支援センター(一時保護所)や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】 27億円(26億円)

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活の支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、外国籍を有する女性への支援の充実を図るため、通訳者の雇上げ費用の対象を拡充する。

4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等【拡充】

10億円（6.9億円）

都道府県において、市町村の体制整備等を支援するため、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時の関係機関の役割調整等に加え、新たに後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行うなど、中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業等の実施【拡充】

1.2億円（1.2億円）

成年後見制度の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例（※）を拡充するとともに、得られた実践事例の分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

（※）具体的には、身寄りのない高齢者等に対する生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備や、日常生活支援に加えて身元保証や死後の事務支援を提供する取組など。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆7,927億円(2兆7,901億円)

生活保護を必要とする方に対して適切に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。併せて、被保護者の自立を助長するため、就労による自立支援の強化を進める。

<主な改善内容>

○ 被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ支援【新規】

被保護世帯の子どもが本人の希望により高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うため、一時金を支給する。

※ 通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定
(進学準備給付金の支給対象の拡大)

○ 就労自立給付金のインセンティブの強化

就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労により自立した際に支給する就労自立給付金の算定方法について、早期就労による自立へのインセンティブ強化に向けた見直しを行う。

(2) 保護施設事務費負担金 331億円(320億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2 生活保護の適正実施の推進 192億円(191億円)

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の強化等による事務の適正化を実施する自治体への支援などを行う。

① 被保護者健康管理支援事業の実施

被保護者の健康の保持・増進を図るため、被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた生活習慣病の発症・重症化予防等を行う。

② 頻回受診の傾向がある者への早期の助言等のモデル実施【新規】

医療扶助のオンライン資格確認システムを活用し、福祉事務所が頻回受診の傾向がある者をより早期に把握し、その者に対して適切な受診を促すなどの助言・介入等を行うモデル事業を実施する。

③ 多剤投薬の適正化に向けた支援【拡充】

多剤投薬に着目したレセプト点検の対象範囲を拡充し、薬剤師等による専門的な見地からの訪問指導等を実施し、医薬品の適正使用につながるよう支援を強化する。

(2) 就労による自立支援の推進等

被保護者の就労支援に向けて、ハローワークへの同行等を行うとともに、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題がある者等に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行い、被保護者の自立助長の推進を図る。加えて、子どもの貧困への対応を強化する。

<主な改善内容>

○ 子育て世帯への訪問等による相談・助言支援の実施【新規】

被保護世帯の子ども及びその保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことで、本人の希望を踏まえた多様な進路選択ができるよう環境改善を図る。

※ 通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定

(参考) 令和5年度補正予算

○ 被保護者に対する金銭管理支援の試行 6.7億円

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

○ 福祉事務所における他機関連携支援体制構築のモデル事業の実施 26百万円

多様で複雑な課題を抱える被保護世帯について、関係機関と円滑に連携し、支援に取り組むことで、自立の推進を図ることができるよう、他機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を試行する。

○ 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・薬局への補助 17億円

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、医療機関・薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

○ 生活保護業務関係システムの改修 7.3億円

就労自立給付金について、令和6年度に支給額の算定方法を見直すこととしており、円滑に運用を開始できるよう、地方自治体の生活保護基幹システム等を改修する。

○ 生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究（委託事業） 94百万円

令和6年度以降の制度見直し等について、自治体の基幹システムに反映させる必要があることから、システムの標準仕様に関する調査研究を行い標準仕様書の改定を行う。

- | | |
|----------------------------|-------|
| ○ 生活保護世帯に関する調査へのオンライン回答の導入 | 31百万円 |
|----------------------------|-------|
- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」及び「社会保障生計調査」について、調査対象者がオンラインでも回答できるよう、政府統計オンライン総合窓口（オンライン調査システム）に搭載する電子調査票を開発する。

3 都道府県等における指導・監査体制の確保 18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

なお、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・処遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信【拡充】

4. 4億円（3. 3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

民間事業者によるイベントやテレビ、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を効果的に行うため、新たに、介護職が自らの仕事の魅力ややりがいを発信するコンテンツを提供できる取組を加える。

また、各都道府県において地域の実情に応じた情報発信等の取組を行う場合の支援を行う。

(3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

4. 0億円（3. 8億円）

福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。

(参考) 令和5年度補正予算

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 5.2億円
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業 1.6億円
介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデル事業を実施することにより、実際の入職にまでつなげ、介護人材のすそ野を広げる。
- 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業 4.8百万円
地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図る。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【拡充】

5.6億円(5.6億円)

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数<老健局にて計上>

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修や介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

<主な改善内容>

○ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援の強化

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対して、就労予定先の介護施設等が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合であって、居住費などの生活費の支援に関して積極的に取り組む場合に、補助基準額への加算を設ける。

(2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2.5億円(2.5億円)

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数<老健局にて計上>

経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 外国人介護人材受入・定着支援事業(民間団体等への補助事業) 2.4億円

外国人介護人材の受入・定着支援のため、民間団体等が行う介護技能評価試験等の拡充、海外向けの情報発信の強化、外国人介護人材の日本語学習支援の拡充を支援することで、海外現地での戦略的な人材の掘り起こし等の強化を図る。また、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限ない在留資格「介護」の取得を促す。

○ 外国人介護人材受入促進事業(地方自治体への補助事業) 2.3億円

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援 3.5億円(3.5億円)

小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業の試行やICT化を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 社会福祉法人の生産性向上に対する支援 75百万円

社会福祉法人の生産性向上(職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など)を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

283億円(274億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等 49億円(50億円)

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

<参考：財政投融资資金計画案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	2,515億円
〔福祉貸付	1,454億円〕
〔医療貸付	1,061億円〕

② 貸付条件の主な改善

- ・産後ケア事業に係る融資制度の創設

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進 4.4億円(4.4億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 隣保館の耐災害性強化

4. 1億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 93億円（102億円）の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.2億円（10億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 5億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】 2.2億円（1.2億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援のための「災害福祉支援ネットワーク」や「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の災害時対応能力の一層の向上を図るため、「保健医療」と「福祉」の連携構築・強化の取組やDWA Tの派遣調整を行うコーディネーターの配置に対する支援を行う。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.9億円（1.9億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の充実を図るため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。